奈良県環境影響評価条例 施行 規 削の 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第十七号

奈良県環境影響評価条例施行規則の 部を改正する規則

のように改正する。

奈良県環境影響評価条例施行規則

(平成十一年六月奈良県規則第十二号)

 \mathcal{O}

一部を次

第三十条第一項ア中「建設大臣」を「国土交通大臣」 に改め

平成十四年法律第八十八号) 二条第一号」に改める。 第八号」に、 法律第三十二号)第八条ノ八第三項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(「第二条第一号に」に改め、 別表第一第一項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、 「同条第八号」を「同条第九号」に改め、 第二十九条第一項」 同表の備考5中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年 に改め、 同表第六項ア中「第二条に」を 同備考(6)中 「同条第七号」を 「第二条」を「第 同 条

「第八条第一項」を「第十八条第一項」 項」を「第十五条の二の五第一項」 附則別表第一項ア中「第四項、 第七条の十二第一 に改める。 に改め、 同表第三項ア中 項 を 「第六項、 「第十五条の二の 第十条第一項」 四第

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。